

**「大分県減災社会づくりのための県民条例（仮称）案」
に対する県民意見の募集の結果について**

平成21年2月2日

県議会では、平成20年12月10日から21年1月15日までの間、「大分県減災社会づくりのための県民条例（仮称）案」について、広く県民の皆様からご意見の募集を行いました。

現在、「政策・活性化協議会」において条例化に向けた作業を進めていますが、お寄せいただきましたご意見と、それに対する協議会の考え方を取りまとめましたので公表します。

なお、4人の県民の皆様から延べ15件の貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

番号	項目	ご意見の概要	協議会の考え方
1	全体	議員提案としての条例策定に敬意を表したい。条例の制定を望む。	条例制定の検討を進めていきたいと考えています。
2	全体	自助、共助を基本理念とする条例の設置に賛成する。	これまでの防災対策は、災害対策基本法等に基づく公助を中心に進められてきました。今回、自助、共助の役割を定めた条例を策定することによって、減災社会づくりに向けた県民運動を展開したいと考えています。
3	全体	自助：共助：公助の比率は7：2：1と言われており、結果的に1：2：7の比率になっている体制をどのように改善するかの方策の文言が必要である。	今回の条例案は、いざという時こそ自助、共助の役割が重要であるとの趣旨であり、県民等の意識改革を図りたいと考えています。具体的な方策は今後の施策展開の際に検討されることとなります。
4	全体	発災時の被害を最小限にとどめるためには、公的機関の対応だけでなく、住民自らが自分と家族の身を守り、地域や組織と一体となって減災に取り組む必要がある。	ご指摘のとおり、災害時は自助・共助・公助が一体となって取り組む必要があり、日頃からの相互の連携が大切となります。 ご意見の趣旨を踏まえ、基本理念（第2条）について、「…県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本とし、 <u>相互に連携して実施されなければならない</u> 」と修正しました。

番号	項目	ご意見の概要	協議会の考え方
5	第1章 (総則)	第1章(総則)に、減災行政の責務を追加すべきである。	総則では、自助・共助・公助の基本理念と、県民等の自発的な防災活動の促進をうたっています。 第4章(公助)に県の責務(第10条)を規定しています。
6	第1章 (総則)	第1章(総則)に、事業者の定義(規模等)を行うべきである。	規模等にかかわらず事業者(法人及び事業を営む個人)は、自らの防災対策を講じるよう努めることを規定するもので、定義は不要と考えます。
7	第2章 (自助)	第2章(自助)に、気象情報、防災情報を的確に把握することを追加すべきである。	第7条の「防災に関する情報」の中に気象情報が含まれると解しています。
8	第3章 (共助)	第3章(共助)に、自主防災組織の結成に対する行政支援を明記すべきである。	自主防災組織の結成促進は、市町村を中心に進められています。県では、地域防災計画に「消防団・自主防災組織・ボランティアの育成、強化」を定めて支援に取り組んでいます。
9	第3章 (共助)	自治会でも防災訓練を実施しているが参加率が低い。一人暮らしの家庭も増えており、ともに助け合う気持ちの醸成が重要。地域コミュニティをいかに形作るかが問われていると思う。	ご指摘のとおりです。とりわけ高齢者等の要援護者の支援が課題となっており、地域の人々によって助け合う体制づくりを進めていきたいと考えています。
10	第4章 (公助)	第4章(公助)第10条について、「…防災対策の重要性の啓発を行い、 <u>地域防災リーダーの充実を図り、</u> 県民等の自発的な…」とすべきである。	県の地域防災計画では、「消防団・自主防災組織・ボランティアの育成、強化」を定めて防災リーダーの育成に取り組んでいます。
11	第4章 (公助)	減災活動をより前進させるため、防災士の活用や、防災士養成事業を導入してはどうか。	具体的な内容については、頂いたご意見も参考にしながら、今後の施策展開の際に検討されることとなります。

番号	項目	ご意見の概要	協議会の考え方
1 2	第4章 (公助)	県下の自主防災組織の結成率は高くなっているが、その内情、力量はお寒い限りなので、ハードだけでなくバランスの取れたソフトの施策を計画的に検討してほしい。	県の地域防災計画では、「消防団・自主防災組織・ボランティアの育成、強化」を定めて自主防災組織の強化に取り組んでいます。今後も条例の趣旨にしたがって、施策を検討・推進していきたいと考えています。
1 3	第4章 (公助)	地震、台風、竜巻、津波、洪水などの自然災害に対応するため、地形や、地層、断層を熟慮してまちづくりの計画を立ててほしい。	県の地域防災計画では、「災害に強いまちづくりのための計画」を定めています。頂いたご意見も考慮しながら、条例等の施策展開の中で対応されることとなります。
1 4	第5章 (減災社会づくりの日)	第5章（県民減災社会づくりの日）について、大分県防災推進大会（仮称）を行い、啓発活動とモチベーション向上の施策として、優秀な団体、個人を表彰する制度を設けてはどうか。	県民減災社会づくりの日は、災害に対する備えを、日頃から各自が実践していくことを啓発するために設けるものです。ご意見も参考にしながら、今後の施策展開の際に検討されることとなります。
1 5	その他	広報活動、県民運動の盛り上げが一番大切になるが、条例や計画では、どのように考えているのか。	ご意見のとおり広報、啓発をとおした県民運動の推進が重要と考えています。様々な主体ができることから取り組めるよう、効果的な啓発、周知に努めたいと考えています。

大分県議会事務局 政策調査課

電話 097-506-5033

電子メール a21000@pref.oita.lg.jp